



(3) その他給与に関する事項

給料表について

国の行政職給料表(二)適用【ただし、級は4級まで(国は5級まで)】

各種手当

一般職員に同じ(中央市の給与・定員管理等について(平成19年度) 参照)

昇給基準

毎年1月1日に、3号給(55歳を超える場合は1号給)を標準として昇給

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の内容を踏まえ、民間の同職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度の運用に努めます。

また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用します。

3. 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等を参考にしながら民間との均衡を図ることを基本に取り組んでいきます。また、人事評価制度についても検討していきます。

平成19年4月現在、技能労務職員13名が在職していますが、平成23年度末までに8名が定年退職を迎えます。今後当分の間、新規の技能労務職員を採用せずに臨時職員等に対応する計画です。

4. その他

調理員については、学校、保育園の給食業務自体のあり方について検討していきます。